

9 月 2 日 （ 第 1 号 ）

令和 6 年豊能町議会 9 月定例会議会議録目次

令和 6 年 9 月 2 日（第 1 号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	3
町長あいさつ	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
（報告）	
第 7 号報告 令和 5 年度豊能町一般会計予算継続費精算報告 書報告の件	4
（議案提案説明）	
第 38 号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件	4
第 39 号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更 及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更 に関する協議について	4
第 40 号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関 する協議について	5
第 41 号議案 令和 6 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補 正予算（第 1 回）の件	5
第 42 号議案 豊能郡環境施設組合規約の変更に関する協議に ついて	6
第 43 号議案 令和 6 年度豊能町一般会計補正予算（第 3 回） の件	7
第 1 号認定 令和 5 年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定 について	10

第 2 号認定	令和 5 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘 定歳入歳出決算の認定について……………	12
第 3 号認定	令和 5 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所 施設勘定歳入歳出決算の認定について……………	13
第 4 号認定	令和 5 年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算の認定について……………	14
第 5 号認定	令和 5 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳 入歳出決算の認定について……………	15
第 6 号認定	令和 5 年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	16
散 会 の 宣 告	……………	17

令和6年豊能町議会9月定例会議会議録（第1号）

年 月 日 令和6年9月2日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 12名

1 番	池田 忠史	2 番	才脇 明美
3 番	吉田 正子	4 番	中川 敦司
5 番	寺脇 直子	6 番	管野英美子
7 番	永谷 幸弘	8 番	永並 啓
9 番	小寺 正人	10番	秋元美智子
11番	高尾 靖子	12番	川上 勲

欠席議員 なし

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上浦 登	副 町 長	高木 仁
教 育 長	板倉 忠	政 策 監	大西 隆樹
総 務 部 長	入江 太志	生活福祉部長	小森 進
都市建設部長	坂田 朗夫	こども未来部長	仙波英太郎

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	平田 旬
書 記	杉田 庄司		

議 事 日 程

令和 6 年 9 月 2 日（月）午前 9 時 30 分開議

- | | | |
|-----|----|---|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 第 7 号報告 令和 5 年度豊能町一般会計予算継続費精算報告書報告の件 |
| 日程第 | 3 | 第 38 号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件 |
| 日程第 | 4 | 第 39 号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について |
| 日程第 | 5 | 第 40 号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について |
| 日程第 | 6 | 第 41 号議案 令和 6 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第 1 回）の件 |
| 日程第 | 7 | 第 42 号議案 豊能郡環境施設組合規約の変更に関する協議について |
| 日程第 | 8 | 第 43 号議案 令和 6 年度豊能町一般会計補正予算（第 3 回）の件 |
| 日程第 | 9 | 第 1 号認定 令和 5 年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 | 10 | 第 2 号認定 令和 5 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 | 11 | 第 3 号認定 令和 5 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 | 12 | 第 4 号認定 令和 5 年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 | 13 | 第 5 号認定 令和 5 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 | 14 | 第 6 号認定 令和 5 年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |

開会 午前9時30分

○議長（永並 啓君）

皆様、おはようございます。

迷走していた台風10号もようやく熱帯低気圧に変わり一安心というところではございますが、まだまだ大雨の危険性はございますし、何よりも土砂災害につきましては雨の直後というものは非常に危険をはらんでおりますので、引き続きの警戒が必要かなというふうに感じておるところでございます。そして今回の台風で亡くなられた方に心より御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました全ての方にお見舞いを申し上げたいと思います。

豊能町は災害に強いということで災害対策は遅れているところではございますが、被災された多くの方がおっしゃってるのはこんな台風初めてだ、こんな雨は経験したことがない、つまり今の自然災害は想定外のことが起こっております。豊能町においても今まで安全だったからこれからは安全だというのではなく、今まで安全だったけれどもこれから何が起こるかわからないということで、引き続き訓練、災害対策に励んでいただけたらと思います。

それでは座らせていただきます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和6年豊能町議会9月定例会議を開会いたします。

それでは、定例会議に当たりまして町長より挨拶がございます。

上浦登町長。

○町長（上浦 登君）

皆様、おはようございます。

本日9月定例会議開会に当たりまして、議員の皆様にはお忙しい中御参集賜り誠にありがとうございます。

まず初めに、先ほど議長からもありまし

たように、今回の強い勢力と言われた台風10号によりまして、特に九州、四国、東海地方では大きな被害をもたらしております。このたびの台風によりましてお亡くなりになりました方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災されました方々にお見舞いを申し上げる次第でございます。

本町といたしましても台風の進路によっては直撃となることも想定されましたので、事前に部長会を開催し対応の準備をしておりましたが、幸いにも進路がそれ、今のところ人的・物的被害の報告も受けていないところでございます。ただ、これから本格的な台風シーズンでございます。引き続きしっかりと防災対策、危機管理に取り組んでまいり所存でございます。大きく構えて小さく収めるということを徹底してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

改めまして、9月定例会議では御報告や条例改正それから補正予算、また決算認定などに係ります案件につきまして御提案をさせていただいております。慎重に御審議をいただきまして御決定、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、9月定例会議の会議期間は、本日から9月19日までの18日間といたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、11番・高尾靖子議員及び1番・池田忠史議員を指名いたします。

日程第2「第7号報告 令和5年度豊能町一般会計予算継続費精算報告書報告の件」の報告を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

おはようございます。

それでは、第7号報告、令和5年度豊能町一般会計予算継続費精算報告書報告の件につきまして、地方自治法施行令第145条第2項の規定により御報告させていただきます。

款8. 土木費、項2. 道路橋梁費の橋梁長寿命化等事業でございますが、令和4年度から5年度の2か年事業として令和4年度の補正予算において計上し、令和4年度第10回補正予算において総額を1億4,400万円といたしました。事業の実績は総額1億3,272万6,000円で、計画と比較いたしますと1,127万4,000円の減となっております。令和4年度に5,280万円、令和5年度に7,992万6,000円をそれぞれ支出しております。そのうち特定財源は国庫補助金5,836万1,000円、地方債7,430万円で、残りの6万5,000円を一般財源として支出しております。

御報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第3「第38号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

おはようございます。

それでは、第38号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、国民健康保険法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それではSidebooks内にご覧いただけます議案概要、新旧対照表を御覧くださいませ。

改正の内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による国民健康保険法の改正に伴い、現行の紙の被保険者証が交付されなくなることから、条例第47条の規定中、被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合の罰則に係る規定を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行は令和6年12月2日といたします。また、経過措置といたしまして、施行日前にした行為及び政令によりなお従前の例によることとされる場合における、この条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用につきましては、なお従前の例によるものいたします。

説明は以上でございます。御審査いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第4「第39号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

おはようございます。

それでは、第39号議案、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての件について御説明いたします。

本件は、令和7年4月1日付で岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市と大阪広域水道企業団との事業統合に向け、大

阪広域水道企業団の共同処理する事務並びに大阪広域水道企業団規約の変更に關しまして、地方自治法第286条第1項の規定により關係市町村と協議するために、同法第290条の規定により提案するものでございます。

それでは、第39号議案並びに新旧対照表を御覧ください。

大阪広域水道企業団規約の別表第2の中に、現在統合に向けて協議を進めております岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、本規約は令和7年4月1日付より施行するものでございます。

説明は以上です。御審議賜り御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第5「第40号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に關する協議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

第40号議案、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に關する協議につきまして、提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、現行の紙の被保険者証が交付されなくなる等に伴う大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に關して、地方自治法第291条の3第1項の規定により關係市町村と協議するため、同法第291条の11の規定により提案をするものでございます。

それでは、Side books内にございます第40号議案並びに新旧対照表を御覧ください。

変更の主な内容といたしまして、別表第

1 關係といたしましては、「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものでございます。これは後期高齢者医療制度の事務は大阪府後期高齢者医療広域連合が処理する事務のほか、規約別表第1に定める事務については關係市町村で行うこととされております。このうち、被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し、返還の受付について、現行の被保険者証等が交付されなくなることにより文言を変更するものでございます。

続きまして、別表第2 關係ですが、備考欄の「及び外国人登録原票」を削除するものでございます。これは、広域連合の経費に充てることとされる關係市町村の負担金の額は広域連合の予算において定めるものとされております。別表第2に定める負担金の区分のうち、共通経費に係る高齢者人口割の算出基準において外国人登録原票を削除するものでございます。

附則といたしまして、この規約の施行は令和6年12月2日といたします。なお、本件は府内市町村で同様の対応を行うものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第6「第41号議案 令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

第41号議案、令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件について御説明を申し上げます。

補正予算書の3ページを御覧ください。

令和6年度豊能町介護保険特別会計事業

勘定補正予算（第1回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,079万2,000円を増額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,161万6,000円とするものでございます。

それでは、今回の補正内容につきまして歳出より御説明申し上げます。11ページを御覧ください。

款4．地域支援事業費、項3．包括的支援事業費・任意事業費、目8．認知症総合支援事業費のマイナス152万円は、当初、地域支援事業費において実施する予定であった認知症伴走型支援事業について、国の補助を受けて一般会計において実施するため、地域支援事業費の予算を減額し一般会計に組替えをするものでございます。

款6．基金積立金、項1．基金積立金、目1．介護給付費準備基金積立金の592万6,000円は、令和5年度の介護保険事業における給付実績に基づく精算による追加交付金相当額を積み立てるものでございます。

続きまして12ページを御覧ください。

款8．諸支出金、項1．償還金及び還付金、目2．国府等支出金償還金の5,638万6,000円は、令和5年度の介護保険事業における給付実績等の精算により国府等へ償還を行うものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

8ページを御覧ください。

款1．保険料、項1．介護保険料、目1．第1号被保険者保険料の現年度分特別徴収保険料30万4,000円、現年度分普通徴収保険料3万4,000円、款3．国庫支出金、項2．国庫補助金、目3．包括的支援事業等費交付金の現年度分58万5,000円、続いて9ページの款5．府支出金、項2．府補助金、目2．包括的支援事業等費交付金の現年度29

万3,000円、続いて10ページの款6．繰入金、項1．一般会計繰入金、項3．包括的支援事業等費繰入金の現年度分29万3,000円、目5．低所得者保険料軽減繰入金1万1,000円の以上、合計152万円の減額につきましては、先ほど歳出で申し上げました認知症伴走型支援事業に係る予算の組替えによる減額でございます。

続きまして9ページにお戻りください。

款4．支払基金交付金、項1．支払基金交付金、目1．介護給付費交付金の過年度分382万9,000円、目2．地域支援事業支援交付金の過年度分209万7,000円は、先ほど歳出にて申し上げました令和5年度の介護保険事業における給付実績に基づく精算による追加交付金でございます。

続いて10ページを御覧ください。

款8．繰越金、項1．繰越金、目1．繰越金の5,638万6,000円は、先ほど歳出で申し上げました国府等へ償還金の財源となるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第7「第42号議案 豊能郡環境施設組合規約の変更に関する協議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

それでは、第42号議案、豊能郡環境施設組合規約の変更に関する協議の件について御説明いたします。

現在、豊能郡環境施設組合の事務所は豊能町余野26番地に置いておりますが、本年の10月以降、組合が保有しております廃棄物の処分施設を現組合事務所及びその周辺に建設するため、当該事務所の移転が必要

となり、豊能町余野414番地の1の豊能町役場庁舎内へ事務所を移転するものでございます。

変更内容といたしましては、規約第4条中にあります豊能町余野26番地を豊能町余野414番地の1に変更するものでございます。

なお、附則として、この規約は令和6年10月1日からの施行とします。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第8「第43号議案 令和6年度豊能町一般会計補正予算（第3回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

それでは、第43号議案、令和6年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の3ページを御覧ください。

令和6年度豊能町一般会計補正予算（第3回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,302万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億5,993万8,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

続きまして6ページを御覧ください。

第2条といたしまして継続費の補正でございます。

「第2表 継続費補正（追加）」に記載のとおり、小中一貫校施設整備事業、東地区整備工事につきまして継続費の追加を行

うものでございます。

次に第3条といたしまして繰越明許費の補正でございます。

7ページ「第3表 繰越明許費補正（変更）」に記載のとおり、庁舎等修繕事業につきまして繰越明許費の変更を行うものでございます。

次に第4条といたしまして債務負担行為の補正でございます。

8ページ「第4表 債務負担行為補正（追加）」に記載のとおり、イントラネットプリンタ更新事業につきまして債務負担行為の追加を行うものでございます。

次に第5条といたしまして地方債の補正でございます。

9ページ「第5表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、追加と変更がございます。まず追加でございますが、13. 一般廃棄物最終処分施設設置整備事業債につきましては、今回の補正予算に計上しております一般廃棄物最終処分施設設置整備事業につきまして、地方債を新たに発行するものでございます。

次に変更でございますが、8. 小中一貫校施設整備事業債、9. 体育施設整備事業債につきましては、当初予算に計上しております小中一貫校施設整備事業、体育施設整備事業につきまして、今回の補正予算で事業費を増額することに伴い、限度額及び償還の方法を変更するものでございます。

次に今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に歳出について御説明を申し上げます。16ページを御覧ください。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の7. 基金管理事業でございますが、令和5年度のふるさと寄附金の収入額と予算額の差を減額するものでございます。

次に目5. 財産管理費の1. 庁舎等管理事業でございますが、当初予算で計上しております本庁舎変電設備の更新工事の設計及び管理につきまして、より専門的な知見が必要であることが判明したため業務委託を行うものでございます。なお、本事業は当初予算において繰越明許費を設定しておりますので、「第3表 繰越明許費補正」に記載のとおり繰越額を増額するものでございます。

次に目9. 電子計算費の2. 行政情報化推進事業でございますが、イントラネットのプリンタで当初、複数年で更新する計画としておりましたが、今回機器の一括更新と保守管理を含むトナーなどの消耗品の供給を複数年で行う契約を併せて行うことで、更新や保守に係る費用の低減を図るものでございます。機器の更新は当初予算の範囲内で行い、保守管理を含む消耗品の供給費用を増額するものでございます。

なお、本事業は「第4表 債務負担行為補正」のとおり、令和6年度から11年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

次に目11. 自治振興費の4. 自治会運営支援事業でございますが、東ときわ自治会が行う自治会館の修繕に係る費用を補助するものでございます。

続きまして17ページを御覧ください。款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目1. 社会福祉総務費の7. 障害者自立支援事業及び11. 障害児福祉事務事業でございますが、事業費確定に伴う国への償還金を補正するものでございます。

次に目2. 老人福祉費の3. 介護保険特別会計事業勘定繰出金事業でございますが、国府負担金の増額及び介護保険特別会計予算から一般会計に事業費を組み替えることに伴い、繰出金を補正するものでございま

す。

続きまして、5. 在宅高齢者支援事業でございますが、認知症伴走型相談支援拠点整備事業につきまして、当初、介護保険特別会計予算で計上しておりましたが、一般会計での計上が望ましいため組替えを行うものでございます。

次に項2. 児童福祉費、目1. 児童福祉総務費の1. 人件費事業でございますが、制度改正による児童手当支給対象拡大に対応するため、時間外勤務手当を増額するものでございます。

次に18ページを御覧ください。

目2. 児童福祉施設費の3. 吉川保育所運営事業でございますが、保育士派遣の増に伴う業務委託料と不具合が生じている食器洗浄機の入替えに係る工事請負費を補正するものでございます。

次に目3. 児童措置費の2. 児童手当支給事業でございますが、制度改正に伴う児童手当支給対象拡大に係る扶助費及び事務費を増額するものでございます。

続きまして、款4. 衛生費、項1. 保健衛生費、目2. 予防費の3. 予防接種推進事業でございますが、19ページを御覧ください。

新型コロナウイルスワクチン健康被害救済に係る扶助費及び感染症予防事業等の事業費確定に伴う国への償還金を補正するものでございます。

続きまして4. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございますが、事業費確定に伴う国への償還金を補正するものでございます。

次に目3. 母子衛生費の3. 子育て世代包括支援センター（母子保健型）運営事業でございますが、事業費確定に伴う国への償還金を補正するものでございます。

次に、項2. 清掃費、目1. 塵芥処理費

の広域ごみ処理事業でございますが、豊能郡環境施設組合の一般廃棄物最終処分施設設置整備に係る事業費のうち豊能町負担分を補正するものでございます。

続きまして20ページを御覧ください。

款7. 商工費、項1. 商工費、目1. 商工総務費の3. 観光事務事業でございますが、ふるさと寄附金を活用した高山右近顕彰事業の補助金を補正するものでございます。

次に款10. 教育費、項1. 教育総務費、目2. 事務局費の2. 学校園管理事業でございますが、小中学校に配備しております無線機器につきまして、法改正に伴いデジタル化を行う必要があるため更新を行うものでございます。

続きまして、12. 保幼小中一貫教育推進事業でございますが、ふるさと寄附金を活用した小中学校記念事業の補助金を補正するものでございます。

次に13. 小中一貫校施設整備事業でございますが、東地区の小中一貫校整備工事に係る実施設計に要する費用を補正するものでございます。

なお、本事業は「第2表 継続費補正」に記載のとおり、令和7年度までの継続費を設定するものでございます。

21ページを御覧ください。

項2. 小学校費、目1. 学校管理費の2. 小学校管理事業でございますが、東能勢小学校裏の支障木の伐採に係る費用を補正するものでございます。

次に項6. 保健体育費、目1. スポーツ振興費の3. シートス管理事業でございますが、シートスのプール設備の修繕に係る費用を補正するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に歳入につきまして御説明申し上げます。13ページを御覧ください。

款15. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 民生費国庫負担金、節3. 児童措置費国庫負担金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました制度改正に伴う児童手当支給対象拡大分の扶助費に係る国庫負担金でございます。

続いて節4. 老人福祉費国庫負担金でございますが、介護保険の低所得者保険料軽減に係る国庫負担金を補正するものでございます。

次に目3. 衛生費国庫負担金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました新型コロナウイルスワクチン健康被害救済に係る扶助費の国庫負担金でございます。

続きまして項2. 国庫補助金、目2. 民生費国庫補助金、節1. 社会福祉総務費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました介護保険特別会計より組替えを行う認知症伴走型相談支援拠点整備事業の費用に係る国庫補助金を補正するものでございます。

次に節4. 児童措置費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました制度改正に伴う児童手当支給対象拡大に係る事務費及び人件費に対する補助金を補正するものでございます。

14ページを御覧ください。

目3. 衛生費国庫補助金でございますが、子ども食堂支援補助金に対する補助制度の改正に伴い、3. 地域子供の未来応援交付金を減額し、4. 母子家庭等対策総合支援事業国庫補助金を増額するものでございます。

続きまして、款16. 府支出金、項1. 府負担金、目2. 民生費府負担金でございますが、介護保険の低所得者保険料軽減に係る府負担金を補正するものでございます。

15ページを御覧ください。

款19. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1.

財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整として3,709万3,000円を増額するものでございます。

次に目3. ふるさとづくり基金繰入金でございますが、歳出のところで御説明申し上げましたふるさと寄附金を活用した高山右近顕彰事業の補助金及び小中学校記念事業の補助金に係る繰入金を補正するものでございます。

続きまして、款22. 町債でございますが、9ページの「第5表 地方債補正」で御説明申し上げたとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

日程第9「第1号認定 令和5年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

それでは、第1号認定、令和5年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊の監査委員の決算審査意見書をつけて議会の認定に付すものでございます。

それでは決算フォルダの令和5年度決算フォルダのうち、令和5年度一般会計歳入歳出決算のファイルに基づきまして御説明を申し上げます。

まず決算書の5ページを御覧ください。

歳入合計は79億3,857万2,720円、歳出合計は73億6,227万4,276円で、差引残高5億7,629万8,444円でございますが、予算繰越により翌年度へ繰り越すべき額1億3,724万5,420円を差し引きました再差引き後の実質

収支額は4億3,905万3,024円の黒字となり、翌年度へ繰り越すものでございます。

それではまず決算書の6ページから8ページの歳入につきまして御説明を申し上げます。

一般会計の歳入合計は、8ページの一番下の段、歳入合計のうち収入済額の欄にございます79億3,857万2,720円でございます。不納欠損額は302万5,636円、収入未済額は4,572万1,887円となっております。

歳入の主なものを御説明いたします。6ページを御覧ください。

款1. 町税でございますが、令和5年度の決算額は16億8,760万8,174円で、前年度と比べまして1,768万9,249円の減となっております。主な要因といたしましては個人住民税の納税義務者の減少によるものでございます。

次に7ページの款12. 地方交付税でございます。決算額は30億7,114万6,000円で、前年度と比べまして1億9,841万1,000円の増となっております。

款16. 国庫支出金でございます。決算額は9億8,792万9,125円で、前年度と比べまして7億3,635万1,659円の減となっております。主な要因といたしましては、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金やデジタル田園都市国家構想推進交付金、公園施設災害復旧費国庫補助金などの減によるものでございます。

次に8ページの款20. 繰入金でございます。決算額は2億2,811万5,184円で、前年度と比べて4,791万816円の減となっており、主な要因といたしましては、財政調整基金繰入金が1億3,760万円で前年度より6,240万円減少したことによるものでございます。

款21. 繰越金でございますが、決算額は4億7,874万895円で、前年度と比べて1億6,231万5,637円の減となっております。

最後に款23. 町債でございますが、決算額は2億2,999万1,000円で、前年度と比べまして7,346万7,000円の減でございます。主な要因といたしましては、臨時財政対策債の減少によるものでございます。

以上が歳入の主なものでございます。

続きまして決算書の9ページから11ページの歳出につきまして御説明申し上げます。

一般会計の歳出合計は11ページの下段、歳出合計のうち支出済額の欄にございます73億6,227万4,276円でございます。翌年度繰越額は3億5,483万7,420円、不用額は5億8,274万1,500円でございます。

それでは歳出の主なものについて御説明を申し上げます。9ページを御覧ください。

款2. 総務費でございますが、決算額は15億3,450万8,139円でございます。前年度と比べまして5億1,046万9,219円の減となっており、その主な要因といたしましてはスマートシティ推進事業の減によるものでございます。

翌年度繰越額1億858万447円は、庁舎等修繕事業、住民税非課税世帯等支援給付金給付事業、住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金給付事業、電算システム改修事業、自治法改正に係る振り仮名記載法制化対応事業、防災行政無線戸別受信機設置事業に係るものでございます。

款3. 民生費は決算額21億2,346万8,297円でございます。前年度と比べて3,851万3,698円の増となっておりますが、前年度とほぼ同額となっております。翌年度繰越額1,807万7,000円は、低所得者の子育て世帯支援給付金給付事業に係るものでございます。

款4. 衛生費は決算額8億8,192万2,787円でございます。前年度と比べて3億4,603万1,386円の減となっており、主な要因といたしましては新型コロナウイルスワクチン

接種に関する費用の減によるものでございます。なお、翌年度繰越額478万9,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係るものでございます。

款6. 農林水産業費は、決算額1億1,740万7,353円でございます。前年度と比べまして5,051万2,185円の減となっており、要因といたしましては、前年度にコミュニティセンターの改修工事が完了したことによるものでございます。なお、翌年度繰越額1,199万8,000円は、牧地区ほ場整備事業と高山地区ほ場整備事業に係るものでございます。

10ページの款7. 商工費は決算額7,127万6,235円でございます。前年度と比べて5,940万3,349円の増となっており、その主な要因といたしましてはお買い物クーポン券配布事業の増によるものでございます。なお、翌年度繰越額5,234万1,873円はお買い物クーポン券配布事業と余野地区商業施設開設事業に係るものでございます。

款8. 土木費は決算額5億2,974万4,639円でございます。前年度と比べて9,330万7,816円の増となっており、その主な要因といたしましては、下水道事業特別会計繰出金事業や光風台中央公園トイレ設置工事、通学路等交通安全整備事業の増によるものでございます。

款9. 消防費は、決算額3億8,769万9,668円でございます。前年度と比べまして3,792万8,414円の減となっており、主な要因といたしましては、消防事務負担金の減によるものでございます。

款10. 教育費は、決算額9億8,229万5,006円でございます。前年度と比べて1,749万2,057円の減となっており、主な要因といたしましては、小中一貫校の整備に伴う基本設計、実施設計業務の増とふたば園屋根等改修工事やシートス長寿命化改修

工事の減によるものでございます。なお、翌年度繰越額 1 億5,905万1,000円は光風台小学校改修事業、西公民館改修事業、シー・トス改修事業、小中一貫校施設整備事業に係るものでございます。

最後に、11ページの款13. 災害復旧費は決算額2,401万7,000円でございます。前年度と比べて 2 億547万6,012円の減となっておりますが、これは光風台 6 丁目緑地災害対策工事が完了したことによるものでございます。

なお、地方自治法施行令第166条第 2 項に規定する歳入歳出決算事項別明細書実質収支に関する調書は決算書の13ページから206ページに、また、財産に関する調書は別ファイルの令和 5 年度決算書基金公有財産に記載しておりますとおりでございます。また、決算の別フォルダに格納しておりますが、令和 5 年度事業評価・主要施策成果報告書も併せて御覧いただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが決算の概要説明とさせていただきます。御審議いただき御認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

日程第10「第 2 号認定 令和 5 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

それでは、第 2 号認定、令和 5 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定につきまして、提案の御説明をいたします。

本件につきましては、地方自治法第233条第 3 項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算書の211ページを御覧ください。

歳入合計27億1,453万3,109円、歳出合計26億9,501万8,780円で、差引残高1,951万4,329円を翌年度に繰り越すものでございます。

それでは212ページを御覧ください。

まず歳入でございます。

款 1. 国民健康保険料は、予算現額 5 億6,739万6,000円、調定額 5 億5,528万9,959円に対し、収入済額 5 億2,056万9,626円、不納欠損額184万6,800円、収入未済額3,287万3,533円でございます。

款 2. 国民健康保険税は、予算現額383万5,000円、調定額1,264万6,111円に対し、収入済額178万9,494円、不納欠損額247万9,800円、収入未済額837万6,817円でございます。

款 3. 使用料及び手数料でございますが、予算現額20万1,000円に対し、調定額、収入済額とも 9 万6,800円で、これは保険料等徴収に係ります督促手数料でございます。

款 4. 国庫支出金は、予算現額 4 万円に対し、調定額、収入済額とも 1 万5,000円であり、これは出産育児一時金臨時補助金等でございます。

款 5. 府支出金は予算現額19億1,817万2,000円に対し、調定額、収入済額とも19億5,698万6,837円であり、これは保険給付費等に対する交付金等でございます。

款 6. 繰入金でございますが、予算現額 1 億9,942万3,000円に対し、調定額、収入済額とも 1 億9,065万1,331円で、これは一般会計からの繰入金及び財政調整基金繰入金でございます。

款 7. 繰越金は、予算現額3,092万6,000円に対し、調定額、収入済額とも4,161万1,267円で、前年度からの繰越金でございます。

款 8. 諸収入は、予算現額 1 万円に対し、調定額、収入済額ともに281万2,754円で、

これは保険料の納付に係る延滞金等の収入でございます。

款 9．財産収入は予算現額1,000円でございますが、収入はございませんでした。

次に歳出について御説明いたします。214ページをお開き願います。

款 1．総務費でございますが、予算現額3,570万6,000円に対し、支出済額3,176万2,310円で、この経費は職員の人件費と国民健康保険事務事業の管理運営費、保険料の賦課徴収等の事務及び国保運営協議会に要した経費でございます。

款 2．保険給付費は、予算現額18億9,603万9,696円に対し、支出済額18億8,829万8,126円で、療養諸費、高額療養費等の給付費に要した経費でございます。

款 3．国民健康保険事業費納付金は、予算現額7億3,331万1,000円に対し、支出済額7億3,330万9,766円で、大阪府が決定した標準保険料率などにより本町に割り当てられた額を大阪府に納めたものでございます。

款 4．共同事業拠出金は、予算現額1,000円に対し支出済額98円であり、これは退職者医療共同事業費として国保連合会に拠出した経費でございます。

款 5．保健事業費は、予算現額3,954万7,000円に対し支出済額3,071万1,480円で、特定健康診査及び国保ヘルスアップ事業等に要した経費でございます。

款 6．基金積立金、款 7．公債費につきましては執行額はございません。

款 8．諸支出金は、予算現額1,129万1,000円に対しまして、支出済額1,093万7,000円で、これは保険料の還付金及び国民健康保険特別会計診療所施設勘定への繰出金でございます。

款 9．予備費につきましては、一般被保険者療養給付費給付事業に係る負担金補助

及び交付金並びに国民健康保険運営事業に係る直営診療施設勘定繰出金の不足により3,513万7,696円を執行しております。

説明は以上でございます。御審議の上御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第11「第3号認定 令和5年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

それでは、第3号認定、令和5年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定につきまして、提案の御説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書の253ページをお開き願います。

歳入合計8,612万2,860円、歳出合計8,567万3,743円で、差引残高44万9,117円を翌年度に繰り越すものでございます。

続いて254ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

款 1．診療収入は予算現額4,058万7,000円に対し、調定額、収入済額とも5,253万1,999円で、これは内科・歯科の診療収入でございます。

次に、款 2．使用料及び手数料は、予算現額4万4,000円で、調定額、収入済額とも2万9,465円となっております。これは、診断書等の手数料及び職員駐車場の使用料収入でございます。

款 3．繰越金は、予算現額113万4,000円に対し、調定額、収入済額とも231万862円で、前年度の繰越金でございます。

款４．繰入金は、予算現額4,697万5,000円に対し、調定額、収入済額とも3,026万2,000円で、一般会計及び国民健康保険特別会計事業勘定からの繰入金でございます。

款５．諸収入は、予算現額101万円に対し、調定額、収入済額とも98万8,534円でございます。これは歯ブラシ等の衛生用品の収入及びオンライン資格確認関係補助金の収入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。255ページを御覧ください。

款１．総務費でございますが、予算現額6,610万1,000円に対し、支出済額6,258万9,159円であり、職員人件費及び診療所の管理運営に要した経費でございます。

次に款２．医業費は、予算現額2,317万3,544円に対しまして、支出済額2,308万4,584円で、これは医療器材や医薬品等に要した経費でございます。

款３．予備費につきまして、医薬材料費の不足により52万4,544円を執行してございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第12「第４号認定 令和５年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

それでは、第４号認定、令和５年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案の御説明をいたします。

本件につきましては、地方自治法第233条第３項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書の273ページをお開き願います。

歳入合計 6 億9,201万3,098円、歳出合計 6 億6,636万9,940円、差引残高2,564万3,158円を翌年度に繰り越すものでございます。

それでは274ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款１．後期高齢者医療保険料は、予算現額 5 億9,104万6,000円、調定額 5 億9,579万7,722円に対し、収入済額が 5 億9,408万4,728円、不納欠損額28万7,530円、収入未済額が142万5,464円であります。

款２．使用料及び手数料は、予算現額 3 万1,000円に対しまして、調定額、収入済額とも 2 万7,000円で、これは保険料徴収に係る督促手数料の収入でございます。

款３．繰入金は、予算現額7,210万4,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに7,140万582円で、一般会計からの繰入金でございます。

款４．繰越金は、予算現額1,000万円で、調定額、収入済額ともに2,650万788円で、前年度からの繰越金でございます。

款５．諸収入は、予算現額は4,000円でございますが収入はございませんでした。

続きまして、歳出の御説明をいたします。275ページを御覧ください。

款１．総務費は、予算現額87万3,000円に対しまして、支出済額は49万1,431円であり、これは賦課徴収事務費等に要した経費でございます。

款２．後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額、支出済額ともに 6 億6,463万7,074円で、これは保険基盤安定負担金及び保険料等収納額相当額の負担金でございます。

款３．諸支出金は、予算現額160万1,000円に対し、支出済額124万1,435円です。こ

れは保険料の還付金でございます。

款４．予備費につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金事業に係る市町村負担金の不足により、235万9,074円を執行しております。

説明は以上でございます。御審議の上御認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第13「第５号認定 令和５年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

それでは、第５号認定、令和５年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定につきまして、提案の御説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第233条第３項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書の291ページをお開き願います。

歳入合計25億702万539円、歳出合計23億6,430万2,744円であり、差引残高１億4,271万7,795円、予算繰越による翌年度へ繰り越すべき額184万1,400円を差引き、１億4,087万6,395円を翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして292ページ、293ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款１．保険料、予算現額６億3,143万8,000円、調定額６億2,817万1,379円に対し、収入済額６億2,308万2,605円、不納欠損額123万9,294円、収入未済額384万9,480円で、これは第１号被保険者による介護保険料収入でございます。

款２．使用料及び手数料は、予算現額1,335万8,000円、調定額1,911万3,092円、収入済額1,911万3,192円で、これは新予防給付ケアマネジメント手数料及び介護保険料の督促手数料収入でございます。

款３．国庫支出金は、予算現額５億3,819万1,000円に対し、調定額、収入済額とも４億7,885万5,587円で、これは介護給付費及び介護予防事業費等に対する国庫負担金、補助金並びに交付金でございます。

款４．支払基金交付金は、予算現額６億5,650万9,000円にしまして、調定額、収入済額とも５億6,191万6,184円で、これにつきましても、介護給付費及び介護予防事業費等に対する交付金で第２号被保険者保険料による交付金でございます。

款５．府支出金、予算現額３億1,290万6,000円に対し、調定額、収入済額とも３億1,190万5,009円で、これも介護給付費及び介護予防事業費等に対する府負担金並びに補助金でございます。

款６．繰入金は、予算現額４億780万7,000円にしまして、調定額、収入済額とも３億4,722万6,360円であり、全て一般会計からの繰入金でございます。

款７．諸収入は、予算現額12万6,000円にしまして、調定額、収入済額とも13万7,784円であり、第三者納付金などの雑入や延滞金等でございます。

款８．繰越金は、予算現額１億6,398万1,000円に対し、調定額、収入済額とも１億6,414万3,818円で、令和４年度からの繰越金でございます。

款９．財産収入は予算計上はありませんでしたが、調定額、収入済額ともに64万円で、これは介護給付費準備基金の債券運用に係る利息でございます。

続きまして歳出の御説明をいたします。294ページ、295ページを御覧ください。

まず、款１．総務費は、予算現額6,738万4,000円に対しまして、支出済額5,652万762円で、この経費は介護保険事務事業の管理運営及び保険料の賦課徴収等の事務に要した経費でございます。

款２．保険給付費は、予算現額23億2,800万3,000円に対し、支出済額20億278万1,683円で、これは介護サービス費、介護予防サービス費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費及び審査支払手数料に要した経費でございます。

款３．財政安定化基金拠出金は、大阪府に設置されております財政安定化基金に拠出する経費でございますが、前年度に引き続き令和５年度におきましても支出額はございません。

款４．地域支援事業費は、予算現額１億6,406万9,784円に対しまして、支出済額１億5,044万7,908円で、これは介護予防事業並びに包括的支援事業などに要した経費でございます。

款５．基金積立金は、予算現額9,539万4,000円に対し、支出済額9,539万3,493円で、これは介護給付費準備基金への積立金でございます。

款６．公債費につきましては執行額はございません。

款７．諸支出金は、予算現額5,950万6,000円に対しまして、支出済額5,915万8,898円で、これは介護保険料の還付金及び国府支払基金等への償還に要した経費でございます。

款８．予備費につきましては、地域支援事業に係る審査支払手数料の不足により4万2,784円を執行してございます。

説明は以上でございます。御審議の上御認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第14「第６号認定 令和５年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

それでは、第６号認定、令和５年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、地方自治法第233条第３項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

まず初めに、下水道事業につきましては令和６年４月１日より地方公営企業法を適用し企業会計に移行しておりますので、令和５年度決算につきましては令和６年３月31日をもちまして打切り決算としております。したがって例年４月、５月にございます出納整理期間がありませんので、その間に取引されます令和５年度の歳入となるべき収入及び歳出されるべき費用が含まれておりませんので、あらかじめ御了承をお願いします。

それでは決算書の343ページをお開き願います。

令和５年度下水道事業特別会計の決算は、予算現額５億8,257万4,000円に対し、歳入合計６億67万4,815円、歳出合計４億2,054万517円で、差引残高１億8,013万4,298円は、下水道事業において地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定により特別会計へ引継ぎを行っております。

344ページを御覧ください。

まず歳入より御説明申し上げます。

款１．分担金及び負担金は、予算現額2,000円、調定額25万4,930円、収入済額20万130円でございます。これは西地区の下水道負担金でございます。

続いて款２．使用料及び手数料は、予算現額２億3,268万1,000円、調定額２億5,806

万7,638円、収入済額2億1,791万7,288円で、収入未済額は4,013万7,390円でございます。これは下水道使用料と指定工事店登録手数料などの手数料でございます。

款3．国庫支出金は、予算現額1,000万円、調定額、収入済額ともに913万円でございます。これはストックマネジメント計画の見直し業務に係ります社会資本整備総合交付金でございます。

款4．府支出金は、予算現額ゼロ円、調定額、収入済額ともに103万6,750円でございます。これは牧地区のほ場整備事業に伴います下水道施設の移設に係る大阪府の負担金でございます。

続いて款5．財産収入は、予算現額3万円、調定額、収入済額とも1万9,653円でございます。これは基金の運用益でございます。

款6．繰入金は、予算現額2億1,365万6,000円、調定額、収入済額とも1億9,632万5,002円でございます。これは一般会計及び下水道建設基金などからの繰入れでございます。

款7．繰越金は、予算現額1,000円、調定額、収入済額とも6,034万232円でございます。これは前年度繰越金でございます。

款8．諸収入は、予算現額4,000円、調定額、収入済額とも5,760円でございます。これは排水設備工事調書代や流域下水道事業負担金の精算金などでございます。

款9．町債は、予算現額1億2,620万円、調定額、収入済額とも1億1,570万円でございます。これは流域下水道債と下水道事業債、公営企業会計適用債、資本費平準化債などでございます。

続いて歳出の御説明を申し上げます。346ページを御覧ください。

款1．下水道債は、予算現額3億9,204万9,000円、支出済額2億3,261万6,488円でご

ざいます。これは消費税に係る公課費のほか、下水道の事務管理に要した経費と職員の人件費や流域下水道維持管理負担金など、下水道施設管理の維持管理に要した経費、それからストックマネジメント計画の見直し業務、流域下水道事業建設負担金など、下水道施設の整備に要した経費、さらには地方公営企業法適用の支援業務会計システムの導入に要した経費でございます。

款2．公債費は、予算現額1億8,952万5,000円、支出済額1億8,792万4,029円でございます。これは起債償還金の元金及び利子でございます。

予備費の執行はございません。

説明は以上です。御審議賜り御認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。
○議長（永並 啓君）

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日提案説明された議案は9月4日に総括質疑が行われ、9月5日の総務建設常任委員会、6日の福祉教育常任委員会、9日、10日の決算特別委員会で審査された後、最終日の9月19日に採決が行われます。

本日はこれをもって散会いたします。

次回は明日9月3日、午前9時半より会議、一般質問を開きます。どうもお疲れさまでした。

散会 午前 10時46分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

- 第7号報告 令和5年度豊能町一般会計予算継続費精算報告書報告の件
- 第38号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- 第39号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 第40号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 第41号議案 令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件
- 第42号議案 豊能郡環境施設組合理規約の変更に関する協議について
- 第43号議案 令和6年度豊能町一般会計補正予算（第3回）の件
- 第1号認定 令和5年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第2号認定 令和5年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 第3号認定 令和5年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について
- 第4号認定 令和5年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第5号認定 令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 第6号認定 令和5年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議 長

署 名 議 員 11番

同 1 番